

令和6年度第5回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月26日（月）午後2時00分から2時23分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（8人）

会長	12番	丸谷	浩二
会長職務代理	2番	藤野	雄次
委員	4番	糠山	秀雄
	5番	舘	邦夫
	7番	三上	将治
	9番	谷川	聡志
	11番	林	恵子
	13番	北	廣見

4. 欠席委員（6人）

1番	川端	伸造
3番	北田	和彦
6番	松井	成樹
8番	宮腰	茂雄
10番	長谷川	太佑
14番	朝倉	雪

5. 議事日程

第1	開会
第2	会長挨拶
第3	業務報告
第4	議事録署名人の指名
第5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
第6	その他 (1) 9月の農業委員会定例総会開催予定について (2) その他
第7	閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央
 局長補佐 高嶋 良子
 主査 松村 邦弘
 主事 坪川 智美

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

局 長： それでは、定例総会、早速始めさせていただきたいと思います。

開催に当たりまして、丸谷会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事 務 局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は14名でございます。なお、1 番川端委員、3 番北田委員、6 番松井委員、8 番宮腰委員、10番長谷川委員、14番朝倉委員、推進委員の南坂委員、長谷川委員、堀川委員の欠席の届出がございました。八木議員につきましては遅刻の届出がございました。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事 務 局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議 長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、13番北委員、4 番糠山委員の両名にお願いいたします。

◇ 議 事

議 長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。2ページにお進みください。

今回、2件の申請がございました。

1番につきましては、譲渡人は伊井にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は伊井にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作面積は2万9,216㎡でございまして、耕作人員は3名、申請農地は伊井地系の田510㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。

2番につきましては、譲渡人は笹岡にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は〇〇〇〇さんの息子さんの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作面積は3万3,131㎡でございまして、耕作人員は2名、申請農地は笹岡地系の田535㎡と笹岡地系の畑185㎡でございます。贈与による所有権の移転でございます。4ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当委員の説明を求めます。番号1番について、8番宮腰委員ですが、本日欠席のため、先ほどの事務局の説明に代えさせていただきます。

次に、番号2番にきまして、11番林委員、お願いいたします。

11 番： こちらは〇〇〇〇さんの息子さんに所有権を移転するということで、事務局の説明どおり、特に問題はないと思います。

以上です。

議 長： ありがとうございます。

ただいまの案件につきましては、現地の確認をしておりますので、代表して林委員、お願いしたいと思います。

ないですか。いいんですか。報告はいいんですか。

(報告なし)

分かりました。すみませんでした。

それでは、これらの案件について、ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議長： 次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第2号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。6ページにお進みください。あわら市から8月分の農用地利用集積計画が提出されたので、その決定を求めます。

公告予定日につきましては令和6年8月30日金曜日でございます。借手は5人、貸手は14人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が14筆、2万2,875㎡でございます。そのうちの利用権移転につきましては、7ページに記載のとおり3筆ございまして、面積は3,749㎡でございます。期間別内訳は、6ページの表のとおり11か月の畑が1筆、2,603㎡、1年の畑が1筆、1,491㎡、4年の畑が3筆、3,749㎡、10年の畑が9筆、1万5,032㎡でございます。

7ページにお進みください。集落別の内訳につきましては、城の畑が2筆、城新田の畑が1筆、高塚の畑が7筆、北潟の畑が4筆でございます。

8ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。

1番から3番につきましては、借受人は二面にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。城の畑2筆、城新田の畑1筆でございます。利用目的は賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては、1番は令和6年9月1日から令和16年8月31日までの10年、2番は令和6年9月1日から令和7年12月31日までの1年、3番は令和6年9月1日から令和7年7月31日までの11か月でございます。全て新規設定でございます。

4番から9ページの8番につきましては、借受人は二面にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。高塚の畑5筆でございます。利用目的は果樹で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては、令和6年9月1日から令和16年8月31日までの10年でございます。全て新規設定でございます。

それでは、9ページをお開きください。9番から10ページの15番までにつきましては、借受人は自由ヶ丘にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。高塚の畑7筆でございます。利用目的は果樹で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年9月1日から令和16年8月31日までの10年でございます。全て新規設定でございます。

それでは、11ページにお進みください。16番につきましては、借受人は加賀にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北潟の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、賃借料は2万円でございます。期間につきましては令和6年9月1日から令和16年8月31日までの10年でございます。新規設定でございます。

17番から19番につきましては、利用権の移転でございます。17番から19番の借受人は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北潟の畑3筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年9月1日から令和10年12月31日までの4年でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。

13 番： ちょっと聞いていいですか。賃借料の単価の設定の表記の仕方なんですけど、これは以前にもちょっと事務局に問い合わせをしたと思うんですが、今回は、畑で単筆で上がってきているので特別問題はないと思うのですが、複数筆上がってきた場合に、土地の条件なんかをいろいろ加味すると、どうしても貸手と借手の間で料金を設定すると思うんですが、それが単価が違ってくるとような場合も想定されると思います。そのときに、ここで、この表記の仕方で行きますと、1本で複数筆上がってきた状態で複数筆の単価を設定するような形になってしまいますので、最悪、貸手、借手との間に温度差が多少発生するんじゃないかなと思いますので、この単価の設定が、何か表記基準みたいなものが、何か規定みたいなもんがあればこれはどうしようもないんですが、もしなければ単筆ごとにその価格というんか、単価を設定していただいたほうがより分かりやすいのでないかなというふうに思いますので、その点ひとつよろしく願いいたします。

事務局： ご意見ありがとうございました。1度確認して正しい表記または分かりやすい表記に替えさせていただこうと考えております。また、次回ご説明させていただきたいと思います。ありがとうございます。

議長： よろしいですか。ほかにご質問はありませんか。

辻下推進委員： 参考までに、果樹って書いてあるが2件ほどあると思うんですけど、何をつくるのか、ちょっと教えていただけませんか。

事務局： ブドウをつくられる予定ということで聞いております。

辻下推進委員： 全部。

事務局： はい。

辻下推進委員： ○○○○さんも○○○○さんもブドウをつくる。

事務局： はい。○○○○さんと○○○○さんはブドウをつくられる予定。

辻下推進委員： 食べるほうのブドウ。

事務局： はい。

辻下推進委員： ワインじゃなくて。

事務局： すみません、ワインとは聞いてないんですけども、ちょっとまた確認して、次回お知らせいたします。ありがとうございます。

議長： よろしいですか。何か最近、ワインのブドウがはやってきましたね。
ほかにご質問ありませんか。

5 番： 11ページの16番なんですけども、借受人が外国籍の方だろうと思うんですけども、
こういう農地について、この場合は賃貸ということなんですけども、賃貸にしろ、
土地の譲与、所有権移転についても、相手方が外人の場合というのは、何か法的規制
ってのは何もないんでしょうか。

事務局： この利用集積計画についての、借受人の方が外国人であるってことに関しての規定は特にありません。ただ、農地法の3条、4条、5条につきましては、国籍の確認を求められておりますので、農地法3条、4条、5条については、外国人の方は一応確認が必要となっております。よろしいでしょうか。

5 番： 今回は、その3条、4条とは関係ないから、国籍まで調べる必要はない。

事務局： はい、特にはないです。

議 長： よろしいですか。ほかにご質問はありませんか。
先ほどの〇〇〇〇さんは、今でも〇〇〇〇に勤めてはいるんですか。

事 務 局： はい、従業員さんだと伺ってます。

議 長： ほかにご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第2号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議 長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： それでは、12ページをお開きください。報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」をご説明いたします。

今回、6件の届出がございました。全て相続による所有権の移転でございます。

1番の届出につきましては、橋屋の田5筆、畑5筆、樋山の田1筆、樋山の畑5筆、指中の田1筆でございます。権利取得者は樋山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成28年7月18日でございます。

13ページにお進みください。2番の届出につきましては、浜坂の田5筆でございます。権利取得者は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和6年4月22日でございます。

3番の届出につきましては、北潟の田1筆、畑3筆でございます。権利取得者は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成20年7月12日でございます。

4番の届出につきましては、国影の田3筆でございます。権利取得者は国影にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年8月12日でございます。

14ページにお進みください。5番の届出につきましては、北潟の田13筆、畑2筆でございます。権利取得者は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和6年6月13日でございます。

15ページにお進みください。6番の届出につきましては、波松の田2筆、畑7筆、番堂野の畑2筆でございます。権利取得者は坂井市坂井町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和6年3月9日でございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件について、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇ その他(1)

議 長： 次に、その他(1)「9月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 9月の農業委員会について、9月の定例総会につきましては、大変申し訳ございませんが、事務局の都合がございまして、9月27日金曜日午後1時半から開催いたしたいというふうに考えております。

議 長： 次回、農業委員会定例総会につきましては、9月27日金曜日午後1時半から開催するという説明がありました。この点について質問等々ありましたら受けたいと思います。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、次回の定例総会は9月27日金曜日午後1時半から開催することといたします。

◇ その他(2)

議 長： 次に、その他(2)その他について、事務局の説明を求めます。

ない、よろしいですか。

(説明なし)

せっかくの機会でございます。委員の方から何かありましたら受けたいと思います。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、その他(2)を終わります。

◇ 閉 会

議 長： 以上をもちまして、本日の会議を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

令和6年8月26日

議 長

委 員

委 員